報告第１４号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和４年８月８日　報　　告

守谷市長　　松　丸　修　久

報 告	頁 数
１４号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年６月１６日

守谷市長　松　丸　修　久

１　和解の相手方

住所　　守谷市ひがし野○○○○○

氏名　　○○　○○

２　和解の内容

（１）事故発生日

令和４年４月１８日

（２）事故発生場所

守谷市ひがし野一丁目８２番地先（ひがし野トンネル内）

（３）事故の概要

通勤途中、市道に空いていた穴の影響により乗用車左側前輪１本がパンク。事故当時、穴には水が溜まり、運転席からの目線では道路に水溜りができているという認識であり、穴を避けることなく走行してしまいタイヤがパンクしてしまった。

（４）損害賠償額

４９，７４２円

報告	頁数
１４号	2